

社員（代議員）選出規程

（目的）

第1条 本規程は、正会員の中から選出される社員（以下「代議員」という。）の選挙に関する必要な事項を定める。

（選出基準）

第2条 代議員は、各支部を単位として、代議員選挙前直近の12月末日現在の正会員数につき、正会員数25人の中から1人の割合をもって選出する者の合計数とする。ただし、支部会員数を25で除して得た数が端数の場合は四捨五入する。

2 会長は、各支部の代議員定数を、代議員選挙が実施される年の1月末日までに、支部長に文書にて通知を行う。

（選挙の実施）

第3条 代議員の選挙は、支部を単位とする選挙区域ごとに、正会員を選挙人として投票にて行うものとする。

2 前項の選挙区域内における選挙区、投票区、選挙の実施時期、告示日、告示方法、投票場所については、支部の幹事会で定める。

3 代議員の選挙は、2年に1度、遅くとも4月末日までに終了していなければならない。

（選挙権）

第4条 選挙権は、代議員選挙前直近の12月末日現在の正会員（法人にあっては代表者）であり、かつ選挙当日の正会員が有する。

（代議員の被選挙権）

第5条 代議員の被選挙権は、通算して宅地建物取引業歴の実務経験を5年以上有する者（選挙の告示日により算定する。）であり、前条の選挙権を有する正会員（法人にあっては代表者）でなければ有しない。ただし、法人を買収し、その法人の代表者に就任した者は、就任した時から1年を経過しなければ被選挙権を有しない。

（選挙管理委員会）

第6条 選挙に関する事務を執行、管理するため、支部に選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第7条 幹事会は、委員会の委員若干名を正会員の中から選出する。

- 2 前項の場合において、委員の選出は投票日の30日前までに行わなければならない。
- 3 委員長1名及び副委員長若干名は、委員の互選による。

(正副委員長の権限)

第8条 委員長は、委員会を招集し、その議長となり、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員会の義務及び権限)

第9条 委員会は、公明かつ公正にその職務を遂行しなければならない。

- 2 選挙権、被選挙権その他選挙の執行について疑義を生じたときは、委員会がこれを判定する。

(委員に対する制約)

第10条 理事候補者、代議員候補者は委員になることができない。

- 2 委員は、選挙告示後辞任することができない。
- 3 補欠選挙に関しては、当該補欠選挙の候補者以外は委員になることができる。

(委員会の解散)

第11条 委員会は、当該選挙による代議員が確定し、選挙後の処理が終了したときに解散する。

(選挙人名簿の作成)

第12条 代議員の選挙に使用する選挙人名簿は、支部長から提出された正会員名簿により、委員会が作成する。

(選挙の告示)

第13条 代議員選挙に関する告示及び周知方法は、幹事会にて行う。

- 2 選挙に関する告示は、投票が行われる10日前までとし、正会員に知らせなければならない。

(立候補の届出)

第14条 候補者は、告示のあった日から投票日の5日前までに所定の立候補届に署名捺印し、本人又は代理人が出頭して、委員会に届け出るものとする。

- 2 期日を過ぎて届け出たものは無効とする。

(候補の辞退)

第15条 候補者は、当該選挙の行われる前日の午後3時までには候補辞退届出書を委員会に提出して候補を辞退することができる。

2 前項の場合は、再び当該選挙の候補者となることができない。

(候補者名簿の作成および配布)

第16条 委員会は、候補者名簿を作成し、当該選挙の行われる3日前までに、候補者名簿を郵送（FAX送信も含む）又は電磁的記録のいずれかの方法によって選挙人に知らせるとともに、投票日の当日まで支部事務所に備え置かなければならない。ただし、候補者の数が選挙区の定数内であり、無投票による場合は、候補者名簿に代え、当選者の氏名を支部総会又は委員会が定める告知方法において選挙人に報告するものとする。

2 候補者名簿には、候補者の氏名、商号、年齢、事務所所在地、業歴を記載しなければならない。

3 候補者の氏名記載の順序は、50音順又は届出順により委員会が決める。

(氏名の掲示)

第17条 委員会は、選挙の当日、候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の氏名掲示の順序は、前条第3項の規定により定めた順序によるものとする。

(選挙立会人)

第18条 委員会は、候補者が選挙立会人を正会員の中から指名した場合は、選挙立会人1名を認めなければならない。ただし、候補者を指名した場合はこの限りではない。

2 選挙立会人は、投票及び開票に立ち会う。

(投票の方法)

第19条 投票の方法は、委員会において定めるものとし、委任による投票は認めない。

2 投票用紙は、選挙資格の確認を行った後、投票場において選挙人に交付する。

3 投票は、委員会の定める方法に従って行うものとする。

(投票の省略)

第20条 候補者の数が選挙区の定数内であるときは、投票は行わない。この場合は、当該候補者を当選者とする。

(投票の効力)

第21条 次の投票は、無効とする。

- ① 委員会が定めた投票用紙を用いないもの
- ② 被選挙人を確認しがたいもの
- ③ 第19条の規定に違反したもの
- ④ 委員会が無効と判定したもの

(開票および当選者の決定)

第22条 開票の結果、得票数の多いものを当選者と決定する。

- 2 得票数が同一であるときは、委員会が定める抽選方法により、その順位を決定する。
- 3 開票について疑義が生じたときは、委員会が決定する。

(選挙終了後の処理)

第23条 委員会は、当選者および次点者の順位を決定する。

- 2 委員長は、選挙の経過および結果を幹事会に報告するものとする。
- 3 委員会は、選挙録を作成し選挙に関する経過および結果を記載して、委員長および立会人がいる場合はその代表者1名が各々これに署名捺印しなければならない。
- 4 選挙録は選挙に関するその他の書類とともに、2年間保存するものとする。

(代議員の補欠)

第24条 代議員が欠けた場合、当該支部において代議員の補欠選出をするときは、次の手順により行うものとする。

- (1) 前回の代議員選挙において、選挙区における得票数の多い次点者から順次優先して代議員に選出する。
 - (2) 次点者が存在しないときは、支部で定める選挙区ごとに、正会員を選挙人として投票を行うものとする。
- 2 前項第2号の補欠選挙を行い、候補者の数が選挙区の定数内であるときは、投票は行わない。この場合は、当該候補者を当選者とする。
 - 3 補欠の代議員の任期は、任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は理事会の承認を得るものとする。

附 則

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
2. 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会定款施行後最初の代議員は、特例民法法人時に行われた直近の代議員選挙において選出された者も含まれる。なお、任期については、選任2年後の4月末日までとする。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

2. この規程は、令和4年3月4日から施行する。